

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

住民行政分科会

協議項目		各種事務事業の取扱い	協議細目	国民健康保険事業(保険税賦課関係)		
調整の方針		<p>国民健康保険税については、合併時に統一した税率等を適用するものとする。この場合、応益割合(均等割額、平等割額)が、45%から55%未満となるよう調整するものとする。</p> <p>平成15年度の医療保険分については、1人当たり保険税額が77,000円から78,000円となるよう調整するものとする。ただし、所得金額、保険給付費等の動向により再検討する。</p> <p>平成15年度の介護保険分については、1人当たり保険税額が15,000円から16,000円となるよう調整するものとする。ただし、所得金額、介護納付金等の動向により再検討する。</p> <p>国民健康保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保するための適正な負担額となるよう最高5年間で調整するものとする。賦課方式、軽減割合、課税限度額、賦課期日及び納期については、現行のとおりとする。</p>				
項目		高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町	備 考	
国民健康保険(平成十三年度)	賦課方式等	医療保険分 (平成13年度本算定時)	所得割 5.20 % 資産割 43.00 % 均等割 31,200 円 平等割 33,000 円 1人当たり保険税額 83,816 円	所得割 5.27 % 資産割 30.32 % 均等割 29,600 円 平等割 31,600 円 1人当たり保険税額 75,469 円	所得割 4.84 % 資産割 45.61 % 均等割 30,600 円 平等割 32,400 円 1人当たり保険税額 76,285 円	
		介護保険分 (平成13年度本算定時)	所得割 0.69 % 資産割 5.36 % 均等割 6,300 円 平等割 3,900 円 1人当たり保険税額 16,591 円	所得割 0.56 % 資産割 4.33 % 均等割 6,300 円 平等割 4,000 円 1人当たり保険税額 16,518 円	所得割 0.45 % 資産割 4.49 % 均等割 5,500 円 平等割 3,500 円 1人当たり保険税額 14,683 円	
		軽減割合	7割軽減・5割軽減・2割軽減適用	7割軽減・5割軽減・2割軽減適用	7割軽減・5割軽減・2割軽減適用	
		課税限度額	医療保険分 530,000 円 介護保険分 70,000 円	医療保険分 530,000 円 介護保険分 70,000 円	医療保険分 530,000 円 介護保険分 70,000 円	
		賦課期日	4月1日	4月1日	4月1日	
	納 期	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 6月1日から同月30日まで 第3期 7月1日から同月31日まで 第4期 8月1日から同月31日まで 第5期 9月1日から同月30日まで 第6期 10月1日から同月31日まで 第7期 11月1日から同月30日まで 第8期 12月1日から同月31日まで 第9期 1月1日から同月31日まで 第10期 2月1日から同月末日まで	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 6月1日から同月30日まで 第3期 7月1日から同月31日まで 第4期 8月1日から同月31日まで 第5期 9月1日から同月30日まで 第6期 10月1日から同月31日まで 第7期 11月1日から同月30日まで 第8期 12月1日から同月31日まで 第9期 1月1日から同月31日まで 第10期 2月1日から同月末日まで	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 6月1日から同月30日まで 第3期 7月1日から同月31日まで 第4期 8月1日から同月31日まで 第5期 9月1日から同月30日まで 第6期 10月1日から同月31日まで 第7期 11月1日から同月30日まで 第8期 12月1日から同月31日まで 第9期 1月1日から同月31日まで 第10期 2月1日から同月末日まで		

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

住民行政分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い			協議細目	国民健康保険事業(保険給付・助成関係)
調整の方針	国民健康保険療養給付費一部負担金については、現行のとおりとする。 出産育児一時金については、現行のとおりとする。 葬祭費については、50,000円とする。 高額療養費支払資金貸付事業については、高額療養費支給金額の9割相当額まで貸し付けを行うものとする。 成人病予防健診料助成事業については、助成額を1件につき10,000円とし、年齢制限は設けないものとする。 無受診世帯表彰にあっては、1世帯につき5,000円相当の記念品を進呈する。ただし、被保険者の人数加算は、行わないものとする。				
項目	高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町	備 考	
療 養 給 付 費 一 部 負 担 金	一般被保険者 3 割	一般被保険者 3 割	一般被保険者 3 割		
	退職被保険者	退職被保険者	退職被保険者		
	本人 2 割	本人 2 割	本人 2 割		
	被扶養者入院 2 割	被扶養者入院 2 割	被扶養者入院 2 割		
	被扶養者外来 3 割	被扶養者外来 3 割	被扶養者外来 3 割		
出産育児一時金	1件につき300,000円	1件につき300,000円	1件につき300,000円		
葬 祭 費	20,000円	50,000円	50,000円		
高額療養費支払資金貸付事業	高額療養費支給金額の9割相当額まで貸付	高額療養費支給金額の8割相当額まで貸付	高額療養費支給金額の9割相当額まで貸付		
成人病予防健診料助成事業	1件につき5,000円	1件につき10,000円	1件につき10,000円(ただし、40歳以上の者)		
無受診世帯表彰	概 要 前年度1年間、保険診療を受けなかった国民健康保険世帯で、かつ保険料の滞納がない世帯に対し表彰を行う。 給付内容 被保険者1人当たり5,000円相当記念品。	概 要 前年度1年間、保険診療を受けなかった国民健康保険世帯で、かつ保険料の滞納がない世帯に対し表彰を行う。 給付内容 被保険者1人につき15,000円分商品券。(2人目から1人増すごとに2,000円加算。)	概 要 1年間以上、保険診療を受けなかった国民健康保険世帯で、かつ保険料の滞納がない世帯に対し表彰を行う。 給付内容 1世帯当たり5,000円相当記念品。		

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

住民行政分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	国民健康保険事業
調整の方針			

## 【先進事例】

市町村名等	合併(予定)期日	調整方針
西 京 市	平成13年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料率については、田無市の例により調整する。ただし、平成12年度については、それぞれ旧市の例による。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、平成14年度より新料率を設定するものとする。</li> <li>・賦課期日については、両市に相違がないため現行のとおりとする。</li> <li>・納期については、田無市の例により調整する。ただし、平成12年度については、それぞれ旧市の例による。</li> </ul>
篠 山 市	平成11年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険税の税率については、合併時に統一を図る。ただし、被保険者(納税者)に急激な負担増加とならないよう調整につとめる。</li> <li>・国民健康保険税の賦課(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課方法)及び減額(所得額の区分による軽減の割合)については、4町とも同一であるため現行のとおりとする。</li> <li>・国民健康保険税の納期については、4町とも7月・9月・11月・1月と同一であるため現行のとおりとする。</li> <li>・医療機関で診療等を受けた場合、被保険者が支払う一部負担金や出産育児一時金等の保険給付事業については、4町とも同一の負担割合及び給付額であるため現行のとおりとする。</li> </ul>
さ ぬ き 市	平成14年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額にて統一を図る。</li> <li>・納税義務の発生、消滅等に伴う賦課及び督促手数料、保険給付事業、疾病予防については現行のとおりとする。</li> <li>・軽減割合は、7割軽減・5割軽減・2割軽減を適用することとする。</li> <li>・納期は、保険税額を考慮し、適正な納期で統一を図る。</li> <li>・人間ドッグ補助は、新市においても実施する。ただし、実施形態及び補助額等については統一を図る。</li> <li>・高額療養費資金貸付については、新市においても実施する。なお、基金の額は15,000,000円とし、貸付額は現行のとおりとする。</li> </ul>
引 田 町 白 鳥 町 大 内 町 合併協議会	平成15年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険税の減額(応益分)の軽減割合については、白鳥町の例により調整する。</li> <li>・国民健康保険税の納期については、3町に相違がないため現行のとおりとする。</li> <li>・国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額については、3町に相違がないため現行のとおりとする。</li> <li>・国民健康保険税の基礎課税額の税率については、医療費に見合う税率を定める。</li> <li>・国民健康保険税の介護納付金課税額の課税限度額については、3町に相違がないため現行のとおりとする。</li> <li>・国民健康保険税の介護納付金課税額の税率については、白鳥町の例により調整する。</li> <li>・国民健康保険税の納税義務の発生、消滅に伴う賦課については、3町に相違がないため現行のとおりとする。</li> <li>・保険給付事業の一部負担金及び出産育児一時金については、3町に相違がないため現行のとおり引き継ぎ、葬祭費については、4万円とする。</li> </ul>